
平成29年 第84回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

平成29年 9 月22日（金曜日）

議事日程（第 4 号）

平成29年 9 月22日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第82号 但馬牛研修センター建築工事請負契約の締結について
- 日程第 3 認定第 1 号 平成28年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第 4 認定第 2 号 平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第 5 認定第 3 号 平成28年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第 6 認定第 4 号 平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第 7 認定第 5 号 平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第 8 認定第 6 号 平成28年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第 9 認定第 7 号 平成28年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第10 認定第 8 号 平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第11 認定第 9 号 平成28年度新温泉町水道事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第12 認定第10号 平成28年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第13 認定第11号 平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第14 議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第15 議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第16 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第17 議案第63号 農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第18 議案第64号 農業委員会委員の任命同意について

- 日程第19 議案第65号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第20 議案第66号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第21 議案第67号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第22 議案第68号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第23 議案第69号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第24 議案第70号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第25 議案第71号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第26 議案第72号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第27 議案第73号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第28 議案第74号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第29 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第30 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第31 意見書案第2号 道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書の提出について
- 日程第32 議員派遣について
- 日程第33 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第82号 但馬牛研修センター建築工事請負契約の締結について
- 日程第3 認定第1号 平成28年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第4 認定第2号 平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第5 認定第3号 平成28年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第6 認定第4号 平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第7 認定第5号 平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第8 認定第6号 平成28年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第9 認定第7号 平成28年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第10 認定第8号 平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）

- 日程第11 認定第9号 平成28年度新温泉町水道事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第12 認定第10号 平成28年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第13 認定第11号 平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第14 議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第15 議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第16 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第17 議案第63号 農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第18 議案第64号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第19 議案第65号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第20 議案第66号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第21 議案第67号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第22 議案第68号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第23 議案第69号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第24 議案第70号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第25 議案第71号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第26 議案第72号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第27 議案第73号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第28 議案第74号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第29 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第30 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第31 意見書案第2号 道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書の提出について
- 日程第32 議員派遣について
- 日程第33 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員（15名）

1番	中井勝君	2番	谷口功君
3番	宮脇諭君	5番	植田光隆君
6番	岡坂峰雄君	7番	谷田一富君
8番	中村茂君	9番	西村敏弘君
10番	西村銀三君	11番	中井次郎君
12番	池田宜広君	13番	宮本泰男君

14番 岩 本 修 作君
16番 小 林 俊 之君

15番 高 橋 邦 夫君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 仲 村 祐 子君 書記 中 井 勇 人君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岡 本 英 樹君	副町長	小 西 清 司君
教育長	岡 本 操君	温泉総合支所長	太 田 洋 二君
牧場公園園長	池 内 俊 久君	総務課長	西 村 大 介君
企画課長	井 上 弘君	税務課長	長谷阪 治君
町民課長	谷 田 善 明君	健康福祉課長	森 本 彰 人君
商工観光課長	岩 垣 廣 一君	農林水産課長	仲 村 秀 幸君
建設課長	田 中 雅 樹君	上下水道課長	松 岡 清 和君
町参事	土 江 克 彦君	浜坂病院事務長	吉 野 松 樹君
会計管理者	中 村 光 春君	こども教育課長	西 村 徹君
生涯教育課長	川 夏 晴 夫君	代表監査委員	川 崎 雅 洋君

午前9時00分開議

○議長（小林 俊之君） 皆さん、おはようございます。

第84回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、平成28年度一般会計及び特別会計、公営企業会計の決算認定並びに人事案件などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜りまして、議事の円滑な運営に御協力を賜りますようお願いをいたします。

岡本町長、挨拶。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 議員の皆さん、おはようございます。

定例会第4日の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

朝夕めっきり涼しくなり、深まりゆく秋の気配を感じるきょうこのごろであります、議員各位におかれましては、御多用中のところ、おそろいで御出席を賜りました。心か

らお礼を申し上げるところであります。

なお、昨日は、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷の竣工記念式を挙げていただきましたところ、議員各位の御出席を賜りました。厚くお礼を申し上げる次第でございます。地産地消の推進や6次産業化への展開の拠点として、この道の駅、町の魅力を発信する拠点であり、なおかつ町内外の人々の交流の拠点として、町の活性化に生かしていきたいと思っております。

なお、また、来る日曜日には但馬牛まつりが開催されます。運営に当たっては多くの方々に御協力をいただき、但馬牛のすばらしさとともに新温泉町の魅力をPRしたいと思っております。

さて、本日の定例会は、人事案14件、事件案1件、諮問案2件につきまして御提案申し上げるところでございます。また、追加議案として、事件案1件を提案させていただきたく存じます。

議員各位におかれましては、慎重なる御審議を賜り、適切かつ妥当な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。一言お礼の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、第84回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（小林 俊之君） 日程第1、諸報告に入ります。

去る9月12日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、町長より御報告がありましたらお願いいたします。

○町長（岡本 英樹君） ありません。

○議長（小林 俊之君） 以上をもちまして諸報告を終わります。

日程第2 議案第82号

○議長（小林 俊之君） 日程第2、議案第82号、但馬牛研修センター建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 但馬牛研修センター建築工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の御議決を求めるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 議案第82号、但馬牛研修センター建築工事の請負契約の締結について御説明をさせていただきます。

初めに、審議資料の追加ナンバー1の41ページをごらんいただきたいと思います。入札の公表調書をそこで表示しております。入札年月日は、昨日、平成29年9月21日でございます。入札状況でございますように、7社指名いたしまして、そのうち6社が応札し、結果、立道建設株式会社が落札し、契約金額は8,413万2,000円でございます。

なお、この但馬牛研修センターの建築工事につきましては、今月の1日、それから8日に入札を行っておりますが、いずれも不落札となりまして、昨日が3回目の入札ということでございます。

次に、審議資料の42ページをお願いいたします。事業の概要でございます。この工事にかかわります事業は、昨年度になりますが、地方創生拠点整備交付金事業として予算化いたしまして、本年度へ繰り越した事業でございます。

場所につきましては新温泉町湯地内としておりますが、次のページに地図を添付しておりますが、字中山の旧和牛試験地があったところでございます。

事業の目的でございますが、但馬牛の生産に取り組もうとする新規参入者の実習用研修施設を整備して、畜産業の新たな担い手を育てるものでございます。

また、この施設を数年間貸与いたしまして、その間に但馬牛の飼養の実習を含め、基礎的な知識でありますとか技術を習得していただいて、研修後に自立した畜産経営へとつなぐことを目指しております。

工事の概要でございますが、全部で5棟建築いたします。全て木造平家建てでございまして、内訳は管理棟、倉庫棟、それから牛舎棟は2棟、そして堆肥舎棟で、建築面積はそれぞれ表示のとおりでございますが、工事期間は契約日から3月の23日まで、来年の3月23日までを予定いたしております。

審議資料の、次に、43ページをごらんいただきたいと思います。先ほど申しました施設の位置図でございますが、資料中央に丸で囲んでおります施工場所を表示しておりますが、湯区内からゆめっこランドの前の県道を通りまして、健康公園側へ通過して、途中、中山橋から左へ分岐して山側へ少し入ったところでございます。

次の44ページをごらんいただきたいと思います。配置図でございます。先ほど言いました上ってきた道が、図面の左側になります。牛舎棟は、成牛房の後ろのほうに子牛房を配置して、中央を除ふん通路といたします。1棟16頭の成牛を飼育できますので、2棟ですので、合計で32頭飼育可能ということになります。また、管理棟は牛舎棟にできる限り近接して配置し、同時に倉庫棟も同じ敷地内といたしております。管理棟には更衣室、それから簡易の炊事場、浴室、トイレをつくりまして、一方、倉庫棟は機械とか牧草とか濃厚飼料を保管いたします。あと、堆肥舎棟につきましては、作業効率を考慮して、段差のある下の敷地に配置いたしております。

45ページをお願いしたいと思います。それぞれの建物の立面図でございます。上段の左側が管理棟で、その右側が倉庫棟でございますが、いずれも屋根は洋瓦で、外壁は杉板で、防腐処理としてキシラデコールを施します。中段が牛舎棟で、下段が堆肥舎棟でございます。いずれも屋根及び外壁は硬質の塩化ビニール板波板でございます。それと、においが漏れないように、巻き上げカーテンを設置いたすようにしております。

それでは、議案本文に返っていただきまして、1、契約の目的でございますが、但馬牛研修センターの建築工事でございます。2番目の契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。3番目の契約の金額ですが、8,413万2,000円でございます。4つ目に契約の相手方でございますが、兵庫県美方郡新温泉町歌長270番地、立道建設株式会社、代表取締役、立道摩利子氏でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。（「議長、休憩を」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前9時11分休憩

午前9時12分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

1番、中井勝君。

○議員（1番 中井 勝君） 研修する牛舎ということで、大変すばらしい牛舎だなというふうに思っているんですけども、研修後と言ったんですけど、研修は基本、ふるさと協力隊が3年という任期ですから、多分3年なのかなと。例えば延期は可能なのかなという質問。

研修後、自立経営をされると言っていましたけども、じゃあ、どこで自立経営をするのかなあと。結構新規で、例えばIターンで来てっていう方は、なかなかこの村にも入りづらいと思うんですね、牛舎を建てるにしても。所の人だったらまだいいにしても、全然関係ない人が来たときに、いや、そこの地域のど真ん中には建てなくても、外れでも建てようっていうことになれば、なかなか周りの地権者の同意も得にくいというふうだと思うので、その後の自立経営するのはどこですかという部分。

利用料についてはどういうふうになるのかなと。例えば水道光熱費は自分とこで賄うにしても、例えば電気やガス、あと県道からその施設に行くまでの道路の保全管理、保全管理というよりは、例えば道の草を刈ったりとか、冬場になったら除雪は誰がするのかとか、そういうような部分についてはどうなっているのかお聞かせください。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） ただいま考えておりますのは、研修の期間というのは

5年間ということで考えております。いろんな意見がございまして、5年では短いんじゃないかという意見もありますが、現在では一応想定は5年ということで考えております。

それと、研修後の町内で自立する場所ということなんですが、それぞれ研修に入っただけの方、例えば想定しておる5年間の間にいろいろと適地を見つけていただくということにさせていただきたいというふうに思っておりますし、例えば、今、以前に畜産を営まれて、農家数は減ってるわけですけど、空き牛舎みたいなのがあれば、そういったものも調査しながら、そういったところが可能であれば、そちらのほうに自立場所として検討していただくということも、選択肢としてはあろうかなというふうに思っております。

それと、あとの利用料につきましては、具体的に、今現在、これはこうするというようなことはまだ決まっておりません。また、今年度中にできました折の設置管理条例、それらを御提案申し上げるわけですが、その段階までに具体的なことは、詳細は詰めていこうかなということにしております。

それと、道路の保全ですけど、その施設までの道路につきましては農林水産課のほうで管理ということになるというふうに思います。ただ、施設内の牛舎ですとか、管理棟がある付近ですとか、そういったところの除雪については、基本的には入られる参入者の方で何とかお願いしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 1番、中井勝君。

○議員（1番 中井 勝君） 結構無理があるような計画だなと思って、空き牛舎をとりあえず探してとか言うんですけど、空き牛舎はあっても多分貸してくれませんよ、100%。自分とかが牛がいなくなって、ハエや、あんなもんがいなくなってやれやれだあって。いや、全然赤の他人に牛舎貸して、うちの家の隣からハエやね、そんないいにおいじゃない分がしてくるっていう部分については、多分もろ手を挙げてどうぞ来てくださいなんて言う家主の方はいないんだろうというふうに思います。

あと料金、利用料なんかも不確定ということでもありますから、できたら無償で貸与するっていうか、貸してあげるというような姿勢でしてあげないと、なかなか入居者っていうか、研修生も入りづらいのかなというふうに思いますし、水の関係なんですけど、水は確保できてますか。ちょっと不安なことがあってね。以前の水を使えばというようなことじゃ間に合わんのかなというふうに思うんですけど、例えば泉町のほうから水上げるのか、健康公園まで来てますから、そこから水を持ってくるのか、どういうふうにする、わかりませんが、ただ、山の下がり水だけを使ってというようなわけにはいかんというふうに思うんですけど、どうでしょう。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 先ほど言いましたとおり、利用料についてはこれから具体的に検討いたしますが、あくまでも但馬牛を飼いたいという若者といたしますか、新

規就農者をできる限り支援したいという前提がありますので、その辺は考慮しながら料金設定を考えたいというふうに思っております。

それと、水の確保でございますが、それは水道のほうを引くということにしておりますので、山の下がり水とか、地下水をくむとか、そういうことではございません。よろしく申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） ちょっと、そもそものあれからお尋ねいたします。

なぜ旧和牛試験地が適地だと考えたのか、それをお答えください。

それと、今回応札もあって成立したわけですけども、この金額の財源的な内訳をお尋ねをいたします。

それから、先ほども出ておりましたけども、水の確保ということで水道を引くということですけども、一体どこから水道を引くんでしょうか。大変な、恐らく、私も想像するんでは相当な金額が要るだろうと。メーター数もすごい、健康公園までは来てますので、そこから引くとしてもね、ログハウスが一番近いのかなと思うんですけども、そうなんと結構な距離ですね、それでも。ウン千万というような金額を予想されるんですけども、その点をお尋ねいたします。

それから、牛舎は、これはあれですか、利用料が要るわけですか。これを取るんですか、要らないんですか、もうただということですか、それちょっと教えてください。当然、研修ですから、ただでしょうと思えますけども。

それから、新規のこういう方たち、現にやっておられる方の息子さんなりがやる場合は、これは後をやりやすいと思うんですけど、先ほども出ておりましたけども、後の、いわゆる研修を受けた後のフォローがこれは大変なことだと思うんです。だから、いわゆる本施設を貸与してで、それから但馬牛の飼育の実習を行うということになってますけど、後のことはどういう、一つは資金面だとか土地の購入、それから大変、牛も今、高いわけですけども、その導入とかいうことについてどう考えておられるんでしょうか。

そこら辺のどこをきっちり相談に乗るようでなかったら、当初のこの目的が果たせないと思うんですけど、これは5年、10年の話じゃないと思うんですけど、そこら辺のどこをちょっと答えていただけますか。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） なぜ旧和牛試験地なのかということですが、県の和牛試験地、実際に牛を数十頭飼っておったということがありますし、まだ、施設っていいですか、当時使ってた施設なんかも使用できるという施設もございます。そういったところもありますし、町内いろんなところを検討する中で、そこが一番適地だろうということで考えて、そこに決めさせていただいております。

それと、財源ですが、交付金事業ですので、2分の1が交付金として入ってきて、残りを合併特例債というふうな格好で考えております。

それと、水道は、ログハウスのほうに引っ張っております水道から途中で分岐をいたします。分岐をして引っ張るといふことにしております。

それと、利用料の関係は、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、今現在で無料にするとか、そういうことはまだ決めておりません。これから具体的に検討していくということです。

それと、研修後のフォローでございますが、5年間のうちにいろいろと自立の準備をしていただくということにしております。確かに畜産経営を始めるという一番の大きな壁は、いろんな施設に初期投資がもう多いということがございますので、できる限り研修中におきましてもいろんな制度を活用しながら負担を軽減していく、研修期間中に牛を飼ってふやすわけですけど、そういったものも、子牛を販売しながら自立のための資金として準備していただくというようなことも一つの方法としてあろうかなと思います。ですので、研修後にいろんな自立する場所の購入ですとか、購入するかどうかは別にしまして、牛の導入ですとか、そういったものの準備をその期間中にいろいろと検討していただっていくということでもよろしくお願ひしたいと思ひますし、国の制度では次世代の人材投資のそういった補助事業もござひますし、研修中につきましては、地域おこし協力隊の方でしたらそういった協力隊に関する事業も活用して、起業支援の補助制度ができておりますので、そういった補助制度も活用しながら考えていただきたいと思ひますし、加えて町の畜産振興関連のいろんな補助制度もありますので、そういったものもできる限り利用していただひいて、研修後のいろんな自立のための準備をしていただくということでもお願ひしたいというふうにお願ひしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 旧の和牛試験地であるというのは、当然、下、下流域には湯村温泉という観光地があるわけで、そういったあれに配慮しての多分施設になるんだろうというあれもあるんですけども、その点はどうか、一つは。

それから、この水道を、いわゆるログハウスのほうに行きてる管、配管から分岐させるっていうことですけども、この和牛試験地まで引っ張る工事費はここの中に入ってるってことですか。いわゆる今回の落札価格の中に入ってますよということでしょうか、別なんでしょうか、それを答えてください。

それから、研修を受けた後のフォロー、研修の5年間の中でいろいろとお考えくださいというようなあれですけども、こういうことについて実際に相談に乗るとかいう窓口はつくるんでしょうか。本当にそういう方たちを定着してもらおうとか、こちらで、新温泉町内で牛を飼いながらやっていただくとか定着してもらうためには、これはもう本当に並大抵の話じゃないと思うんです。資金クラスター制度なんかでも億以上のことを聞いてますからね、なかなか不安がつきまとうと思うんですけども、そういうことについて適時いつでもやっぱり相談に乗って定着をしていただく、それから事業もうまくいく、それで飯も食えると、あるいは若者だったら結婚もできるとか、そういうこともや

っぱり相談に乗る窓口っていうのはどうなさるおつもりなのか、お尋ねをいたします。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 先ほど位置図を見ていただきましたが、当然、議員御指摘のとおり、下流域に湯区というものがございます。そういった関係もあって、大字も湯区ということですので、こういった事業の説明会を一回、湯区の役員さんを、町内会長ですか、集まっていたいて意見を聞いたところでございますが、やはりふん尿の関係の処理といえますか、そういったものが心配になるということで、観光的にちょっと影響が出るんじゃないかということがございました。

当然いろんな家畜関係の法律にも照らし合わせて、構造的にはその基準に合致したものであるということで、例えばふん尿なんか地面にしみ込まないとか、そういった基準は当然考えてクリアしておりますし、あと、御意見いただきました、例えば大雨が降って、それがもう鉄砲水みたいになって流れ出す、川に流れ出して、それが湯区の中のほうまで影響が出るというようなことを心配されてたわけですけど、それが必ずそうはなりませんということはいい切れないという判断のもとに、放牧なんかは結果的には当初やらないということでお答えをさせていただきました。そういったことの配慮の中で、においのことも先ほども言いましたけども、においが漏れないよう、できる限り施設の構造を考えてカーテンを設置するというようにしております。そういった配慮はさせていただいたつもりであります。

それと、水の関係ですが、引くのは工事費の中に入っているかということでございますが、それは積算の中に入れております。

それと、5年間の中でいろんな相談の窓口をつくるのかということですが、新規参入者の研修施設ということですので、例えば町外から入ってこられた方、いろんな不安もあろうかと思っておりますので、そういったことも含めて、いろんな技術の習得もあろうと思っておりますし、関係機関にはいろいろと支援をお願いしたいということでお願いをしております。具体的な研修のプログラムというのとはできてるわけではないんですけど、ただ、県の農業改良普及センターですとか地元のJAの畜産事業所、それから牧場公園もそんなんですが、それとあと衛生関係で朝来の家畜保健衛生所、そういったところにも、こういった施設ができるということで、ぜひいろんな面で御支援をいただきたい、相談窓口になっていただきたいということでお願いをしているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 一口で言って、全く熟度が足りないと。また失敗しますよ、今の形でいくと。もうてんで話にならないですね。

牧場公園の園長さん、さきの三崎園長さんが県立の農業大学校で、今、家族等で畜産業を営んでいる方は別にして、新たに、新規に畜産をしようとすることは100%無理だと、絶対にできないと。というのは、資金面からも、そして社会的環境面からもかな

うわけがないということ、大学生ですか、県立農業大学生に言っていると、私は自信を持ってそれは言えると、こういうお話でした。

今、幸いに、牧場公園に地域おこし協力隊が来られています。私は、そこで一定期間、今、最長3年ですね、3年研修をしていただいて、その次のステップ、その次のステップとして今回の研修センターを位置づけるべきだと。それから、次のステップというのは、その間にまだ時間がありますから、これから。ここは5年間ということでしたら、次の5年間の間にその受け皿をきちっとつくってあげると。そういう段階を踏んでいかなければ、ただ名前だけをして、特定の人がここで使っているということになるかと思えます。シナリオを、最初のシナリオを牧場公園の地域おこし協力隊からスタートをして、次の5年間、そしてというようなことをつくってあげなだめだというように思いますよ。

特に指導体制。牧場公園におられるときには、それなりに園長ほか、いろんな方がアドバイスをするでしょう。今度、研修センターに行ったら誰もおらへんと。これでほんまに研修ができますか。指導体制なんていうのはセットだ、それは。あるいは支援者としても必ず誰かがいると。それを、ソフトのほうを先にきちっと決めるべきですわ。建物つくったって入る人がなかったら、全然問題になりませんわね。

今の、次に飲料水の関係ですか、上下水道の関係ですが、思っているより大変だと思いますよ。どういう設計になるかもしれませんが。

今回ね、日常のセンターの管理はどなたがするんです、センターの管理は。研修生がそんなもんするんですか、まだちょっと無理だと思いますよ。

それで、もう一つは、これだけは強く言いたいんですが、研修生を迎え入れるということについては、その宿舎というんかね、生活ができる場をきちっとつくってあげるといことは、これはもう絶対必要だ。まず、牧場公園に来てそれなりにあれして、その次に来る。あそこの研修センターに行けばきちっと宿舎も確保されてると、少なくとも住に対してはね、住むという住に対しては整備されてるとい安心感をその研修生に与えなければだめですよ、それは。町内のどこかのアパートを借りて、そこで生活しながら通ってやりなさいと、それでは無理ですね。

もう1点は、但馬牛という名前を、世界の至宝と言われる但馬牛を本当に全国に広めよう、あるいはその担い手をつくろうとしたときにはね、それなりのやっぱりきちっとした対応が必要だ。短期間、例えば一月でも、あるいは夏休み中でも、そのセンターに行って但馬牛を研究したい、あるいは世話をしてみたいという人たちをどこに迎え入れるんですか。そういう施設にしなければだめですよ、それは。

もとに戻って、熟度が足りない。これでやるとするなら余りにも強引過ぎる、このように思いますよ、いかがですか。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 御指摘の熟度が足りないということは、ある面もある

というふうに認識いたしております。先ほども言いましたけど、新規の畜産は無理という話ですが、そういった大きな壁はあるにしても、できる限りそれを、いろんな支援を行いながら若者の夢をかなえたいという思いでおります。

それと、地域おこし協力隊とのことなんですが、今現在の牧場公園のほうで来ていただいている地域おこし協力隊の方、協力隊の任期が終了後はこの研修センターのほうにということも今、具体的に検討をしていただいているということもあります。そういった流れで、3年が済めばこの研修センターのほうでまたさらに研修を積むということで、一つの流れができてくれればいいなというふうに思っております。

研修センターを、例えば5年済んだ後の分については、またさらにそれがつながるようなプログラムができたらいいなというふうには考えております。

それと、指導体制につきましては、確かに現地に誰も常駐するわけではないですので、不十分と言われるかもわかりませんが、先ほど言いましたように、いろんな関係機関の方にできる限りお願いをして、その実習者といいますか、研修者がいろいろと困ったときにフォローできるような、相談ができるような体制は組んでいきたいというふうに思っております。

それと、日常のセンター管理ということにつきましては、ほかの職員、町の職員が常駐するわけでもございませんので、基本的には入られる参入者の方で行っていただきたい。自立経営ということもありますので、できるだけそういった研修後のことも考えて、自分でみずからが経営していく経営感覚を身につけていただくということで、そういった施設の管理もあわせてお願いしたいというふうに思っております。

それと、宿舎の関係ですが、確かに長期間、安心してそこに住居を構えてといいますか、宿泊してできるような施設であればいいでしょうけども、私どもが考えておりますのは、あくまでも簡易的なもので管理棟ということですので、1人ではなしに複数の実習者なり研修者がそこに入ってくるのが予定されておりますので、その1人の方が管理棟にずっと住んでということは想定をいたしておりません。

それと、あと但馬牛を広めるといふか、いう観点ですが、この研修施設をつくるということもそうなんですけども、一方で、予定しております県の但馬牛博物館のリニューアルということもあります。県の施設なんですけども、こういったものも具体的に動き出しておりますし、情報発信の強化を図るといふこと。それと、昨日もオープンしました、本町の道の駅もできます。

それと、あと地方創生の拠点整備につきまして、隣の町の香美町のセットで事業を行っておりますが、ファームガーデンのほうも但馬牛を食するという観点から整備を始めております。

それと、あと、ちょっと視点を広げて但馬を見てみますと、本年度、但馬牛の振興公社というものも設立されております。旧の和田山の食肉公社でございますが、それが名称を変えて但馬牛の振興公社ということになったわけですけど、本町も出資をさせてい

ただ、オール但馬で畜産振興を図ろうということにしております。その但馬の食肉センターも建物が古くなっておりますので、改修をするという計画になって、来年度、その工事に着手というような準備で進んでおります。

そういったいろんな動きの中で、一つの但馬牛の研修センターだけを整備するというだけではなしに畜産業全体を、そういったいろんな施策を絡み合わせながら本町の魅力である但馬牛というものをPRすると同時に、実際にここに入ってきて、よその方が、町外の方が、ひいては移住、それから定住していただくようなことも期待したいというふうに思っております。ある意味、町としては挑戦だというふうに思っておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 課長、割と気楽に考えておられるというふうに思います。相手が生き物ですからね、机上で考えているようなそんなものではないということが大前提にしなければなりません。そこを考えたときには、当然この研修センターでも、1人ではだめですね、最初から1人では。1人がそのセンターに牛を飼うということは、365日24時間1人でできるわけありませんから、当然やっぱり複数の形で研修センターを回していくと、そこを利用していくということになろうと思いますよ。

宿舎があの程度だということになれば、当然どっかから通うとすると最低限軽トラが要りますわね、最低限。乗用車で来て例えば飼料の搬入やいろんなことを考えたときには、やっぱり農作業ができる軽トラが必要だなと、これは誰が見てもわかることですね。

それと、先ほども申し上げた、誰が具体的に指導してあげるのか。指導内容が繁殖を目的とする指導なのか、肥育を目的とする研修なのか、あるいは両方なのかと。それによって指導される方もおのずと変わってこようと思います。少なくとも実践を積み重ねておられる超ベテランの皆さんに一定の指導をいただくということになろうと思います。普及センターだとか、家畜センターだとか、そういうところは当てにしてはだめだと思いますよ。本当の意味で生きた指導ができるかということ考えた場合には、今、地元で但馬牛にかかわっている諸先輩の力を最大限かりる、あるいは教えていただくという体制をやっぱりつくらなだめだと。地元のそういう人たちの応援なくしてこの研修センターは成り立たない、これが一番大事なことだと思いますよ。

そして、今度は研修を受ける立場から考えると、指導体制はしていただいたと、上下水道についても一定の配慮をしてもらえた、けど、どこに住んで生活そのものをするのかと。ましてや収入となるものが、最初起業するときには地域おこし協力隊の部分で年間170万ですか、入ってくる、それにきちっと適応されれば。けど、実際には丸々2年ないしは3年後でないと収入として、但馬牛の売買によって収入が確立をされないと、その期間中も含めた研修体制というのを考えておらなければ無理だと。

もうこれ以上は言いませんけども、やっぱり地元のそういう指導者の皆さんとの連携・協力体制、そしてあと牧場公園を、牧場公園ももう全面的にバックアップすると、言

えば、牧場公園の延長だという位置づけでかかわっていただく、そのことをぴしっとやらなければいけないと。

重ねて最後に申し上げます、宿舎を充実してください。これは必須条件だというふうに思います。どうでしょう。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 確かに御指摘のとおり生き物ですので、なかなか管理は大変だなというふうに思っております。誰が指導、肥育か繁殖かということですけど、主として考えておるのは繁殖のほうだということと考えております。

それと、当然軽トラなり、いろんな機械が必要だということでは思っておりますので、必要な分については、施設の整備とあわせて、そういったものも準備するというふうな考えでおります。

それと、地元の諸先輩方に、畜産経営をされてる方々、あるいはそれを後継者のほうに譲った方ですとか、経験豊富な方がおられますので、そういった方に具体的にはしていないわけですけど、当然そういった方々の指導なり助言というものは必要かと思っておりますので、いろんな畜産関係の協議会もございます。そういったところも通じてお願いをしながら、かかわっていただきたいというふうな考えはございます。

それと、牧場公園の全面的なバックアップをということですが、先ほど申しましたように、牧場公園のほうにもこういった施設ができますのでということで協力のほうを全面的に、指導体制、それから技術の習得なども含めてお願いしたいということをお願いをしておりますので、あわせて再度お願いをさせていただきたいと思っております。

それと、収入が、当然2年か3年後ということに確かになります。最初のときが大変なんだろうなということはあるので、例えば、先ほども言いましたように、協力隊の起業支援ということで一定額、自立するときには交付されるというようなこともございますし、例えば……（発言する者あり）牧場公園の、これは違うか……（発言する者あり）済みません。

あと、宿舎のほうでございしますが、必須だということではございますが、今現在ではそういった場所に宿舎を整備ということは考えておりませんが、宿舎のほうにつきましては、近接するところですか、そういったところで確保していただきたいというふうにお願いをしていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 池内牧場公園園長。

○牧場公園園長（池内 俊久君） 失礼いたします。この但馬牛研修センター第1号として、研修生第1号と思っておりますのは地域おこし協力隊、今、2年目になりますけども、その協力隊員が恐らく第1号になるのかなということを想定して、研修センターの運営については調整しているところではございまして、当然、牧場公園としましてもフォローしていくと、継続的にフォローしていくというふうに考えております。

それから、但馬牛の名前を発信するために、今、短期の受け入れ等、こういった研修

センターを活用してはどうかという御指摘ではございますけども、現在、農業大学校から、毎年、夏休みを活用して40日間の派遣実習というのがございまして、その受け入れにつきましては新温泉町内で、毎年、受け入れをいただいているところでございます。農家と寝食をともにすると、単なる但馬牛の勉強だけじゃなくて、農家と寝食をともにして農家生活も経験していくというところが非常に大事でして、ということになりますと、研修センターで研修を受けるというわけではなく、研修センターはあくまでも研修生がみずからの技術を研さんするということでございますので、そういったところで研修をするのではなく、やはりベテラン農家さんのところに若者が寝食をともにしながら但馬牛のことを勉強するということのほうがふさわしいのかなと思っております。

それから、参考までに申し上げますと、地域おこし協力隊を終了しましてから、いろんな制度が活用できると思います。先ほど課長のほうから申し上げました、起業する場合に150万、それから国のほうの制度で、ちょっと今、名前が変わりましたが、青年就農給付金ということで毎年150万、これが最長5年間だったと思います。それから、新規就農者に対する資金援助ということで、新規就農者へのまとまった額の貸与制度というのがございまして、こういうものを活用すれば、みずから宿泊施設を確保して生活することは可能ではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（小林 俊之君） 8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） それでは、きょう、二、三点というか、今まで質問が出ましたので、それはちょっと省きまして、周辺に与える影響という部分で、湯村について協議したということがたしかこの経過の中にありますね、説明会6月30日。その結果をちょっと聞いたんですが、この牛舎については水は使わないと。水は使わん中で要は牛舎を運営していくというか、使うといってもそんなどンドン、少しは使うと思うんですけど、そういうふうな乾いた形での運営をするっていうふうに聞きました。それだったらあんまり水対策必要ないなという気もしたんですけど、放牧も何だ、しても二、三頭だから、そんなに汚水等になるようなことはないだろうと。そういう部分で湯区としては理解をされたようなことを聞いたんです。

それはそれでいいとは思いますが、もともとのはしりのときに50頭ぐらいという話もあったし、放牧もやっていきたいという話もあったし、牧場公園の課長の弁だと思んですが、畜産団地化したいと。これだけの規模のところには要はほっておく手はないし、だから団地化したいというようなことも言われてました。それが湯区の説明会の中ですごい縮小というか、そんなふうに捉えた気がします。その辺の当初の思いと、実際に係るこの段階での修正されたものとの差というか、その辺について聞いてみたいと思います。

それから、周辺というのは湯村温泉だけじゃない、ログハウス、一番近いのはもしかしたらログハウスかもわかんない。候補地選定の中で僕は適地じゃないという意見は言

わせてもらったんですけど、ログハウスに泊まったお客さんが朝起きて深呼吸したら、あっ、牛のにおいがしてきたと、臭気がしてきたと、そんなことって考えれんのかなという気がするんです、ちょっと高いほうですからね。

臭気というのはおそろしいもので、岩美に堆肥センターありますよね。その前にコンビニがあって、常時じゃないんですけど、日によってというか、堆肥センター側の作業だと思んですけど、すごいにおいがするんですよね、コンビニにいるだけで。だから、カーテンですか、あれして対策してるって言うけど、あそこもそういうカーテンもたしかあったんです。

だから、どれだけ臭気が飛ぶか、それはもう風とかによって大分違うと思うし、完全に出んとは言いきれん気がするし、そういう中で、その辺のことを僕は最大限に考慮、検討して対策をしてほしい。今のそれでいいかどうかということを改めて聞いておきたいと思います。

それから、さっき答弁の中で香美町とセットということがちょっと聞こえたんですが、もう少し話を欲しいと思います。

それから、肥育と繁殖という部分における明快な答弁がなかったような気がするんですが、どっちをやられるのかなということ。

それと、想定は何件入っていただく想定なのかということ。

それから、牧場公園にもお願いしてるということを聞きました。ある部分では、これは牧場公園とセット事業というふうに僕らは捉えています。ですから、お願いする、お願いせんというもんじゃない、当然ながら一緒になってやってもらわんと、何も県の、牧場公園は県とはいうものの、そういう取り組みであるということが大前提にあるという気がしとるんですけど、捉え方がちょっと弱いと違うかなという気がするんです、課長の捉え方がね。

それから、さっき、ある部分では挑戦だと強い言葉を言われました。私も挑戦好きだし、そういう部分では応援したい。が、しかし、その挑戦って言うんだったら言うなりのやっぱり、何ていうだろう、例えば今回、道の駅に建設前に条例出しましたよね、それぐらいの気持ちでね、ある部分では、完全な条例じゃなくても条例案の、どういったか、何ていうか骨子ですよぐらいをつけるべきですよ、挑戦という言葉を使うんだったら。私はそうあってほしいなと。とり方が違うからあれだけど、その課長の気持ちがね、僕はこの説明の資料とか、そういうふうに見えない。

ごめん、もう一つ忘れとった。既存の建物は、今のこの造成地っていうのは、ごめん、どこの建物が残るんだろうということをちょっと聞いておきたいと思いますし、それで園道、要はこの施設には一般の人が踏み込めれるものかどうか、ある部分では観光的なことも春の段階で言われてました。そういう中で、ここは園内道路ですからね、町道でも何でもなし、そういう中で通行規制するのか、それとも、例えば周辺ね、柵でもしてちょっと小ぎれいにするのか。その辺の環境というか、見た目の環境なりはどんなふ

うに考えているか。

これ1億1,000万の事業ですからね、そういう中で今8,000万使った、あと3,000万についてはどんなことに使っていくのかなという。もしかしたら機械とか、そういうことかもわかんないけど、今の工事の中にそれも含まれてるのかどうかもわかりませんし、その辺の事業費1億1,000万の中身を教えてください。

以上ですかね、以上。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 最初の周辺への影響ということで、湯区との協議ですが、水は使わないということにはならないというふうに思っております。水の確保をどうするかということは課題としてあったわけですが、当然人がそこにおりますし、例えば子供、子牛が産まれるというようなときは夜間もずっとそこにおらんといけんということがありますので、水の確保は必要だということでは思っておりました。

それと、湯区との協議内容でございますが、先ほどもちょっと言いましたけども、例えば最初は放牧というものも当然考えておったわけですが、放牧した折のふん尿の処理というのがすごい気になるといいますか、影響があるのではないかという御意見でしたので、それを対策として、会議の中では、例えば調整池的な、流れ出したときにそれをとめるような簡易的なものをつくってはどうかという意見もあったり、いろいろとしたわけですが、そういったものを、施設をつくるというのは余り現実的ではないなという判断をさせていただきました。

そういった意見とは別に、例えばこの研修センターができたときのメリット、いろんなメリットもあるんじゃないかという意見もいただいて、そういったことも説明をさせていただいたところでございます。

最初50頭ぐらいという話も確かにあったというふうに思っておりますが、県との調整の中で30頭程度ということで規模を定めて、実際に設計をくくって32頭ということで、ただいま現在進めております。

それと、放牧については、新規の参入者の方がすぐにあそこに入って牛を飼い始めて放牧までするというのはなかなか困難だとか、実態に合わないのではないかというふうに思っております。それが必要であれば別のところでも放牧というのは可能ということに思っておりますので、そういったところで、当初ではあそこで放牧は行わないということの考えで今現在おります。

それと、ログハウスへの影響でございますが、確かに臭気というのはあるとは思いますが、当然風向きとかそういうのにも影響するわけですが、かなり距離は離れてるというふうに思っておりますが、先ほどのふん尿の話と一緒になんですけど、全く影響がないとは言い切れない部分もあろうかと思いますが、具体的に臭気対策として考えておりますのは、繰り返しになりますが、カーテンを設置するというところでおいをできるだけ外に漏らさないということの対策で、設計のほうは考えております。

それと、香美町とのセットでございますが、地方創生拠点整備事業の交付金事業の中で、但馬牛の博物館のリニューアルと、この研修センターの分と、あと村岡のファームガーデンのリニューアルということの3つの事業が一つのくくりの中で進められているということでございます。

それと、あと肥育か繁殖かということでございますが、先ほどちょっと申しましたとおり、主体としては繁殖農家ということで考えております。

それと、牧場公園へ一緒になってやってほしいということでございますが、当然に牧場公園のほうにはいろいろとかかわっていただいて、いろんな指導、助言をいただきながら、一緒に但馬牛の振興のためにやっていきたいというふうに思っております。

挑戦という言い方をさせていただきました。今、本町の畜産業というのは、ある意味、農家の数は合併当初から半減しておりますし、数は少なくなっておりますが、ただ、肥育頭数についてはそんなに極端には減っていないという状況あります。比較的若い方が経営規模拡大で頑張っておられるという流れもございますので、そういった流れのあるときに、いろんな施策を講じながら、さらに挑戦していきたいという思いで私は申し上げたつもりでございます。

既存の建物が残るのはどれかということですが、審議資料の中の、先ほど追加ナンバー、44ページの配置図を見ていただきますと、取り壊した棟も3棟ほどあるわけですが、左上の建物というのがちょっと見えると思います、何も描いてない。それが既存の建物で、倉庫ということでございます。これを、まだ、見させていただいたら十分使えそうだということで、これは倉庫として活用できないかなというふうに思っておりますし、あと堆肥舎棟の横にあります建物も、これも既存の建物でございます。資材置き場ということですが、そういったものも十分活用できるということで考えております。それとあと、もう、この今、図化されてる部分より下のほうにも建物が2つほど残っておりますが、そういったものもできる限り活用していきたいというふうに考えております。

それと、一般の人が通行するのを規制するのかどうかということですが、特に規制はいたしません、余りどんどん入ってくるというようなことは想定はしていません。ただ、だめですよということは余り言えないというふうに思いますが、ただ、どんどんどんどん一般の方が自由に入ってくるということになれば、病気の面とかそういうことがございますので、ある程度は自粛していただいて、何らかの方法で、自由ということとはするべきではないという考えでおります。

あと、事業費の関係で、残りの予算についてはということですが、それは当然、先ほどちょっと触れましたけど、倉庫の中に入ります機械とか、そういったものを購入する予定にいたしております。ホイールローダーですとか、フォークリフトなんかも当然必要になるだろうという意見をいただきましたので、そういったものをこれから整備することに充てたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 農林水産課長の答弁で、放牧につきまして、しないということ
を答弁いたしましたけれども、誤解を生じないようにお願いしたいと思うんですが、地
元との協議の中で放牧に心配があるということが非常に大きな、この当該施設を設置す
る上での一番の大きな問題でございまして、先ほど、もちろん我々としましては環境に
負荷させるような、そんな放牧は一切しないということで、頭数についても当然適正な
頭数というのがあるわけでありまして、そういった点る説明したんですけれども、結
果的に放牧について快諾が得られなかったということが実態でありまして、施設そのも
のを設置するという意味では、何ら、先ほど申し上げた点以外は別段どうってことはな
かったわけでございます。

それでもって、現段階で放牧する必要性ということについては、施設設置について、
できたら放牧したほうがいいんですけれども、十分理解が得られない状況の中での放牧
というのは当面はやらないと。将来、放牧の必要性というようなことが出てきたときに
はまた改めて協議するという中身でございまして、その点、将来にわたって放牧をしな
いということではございませんので、その点は御理解いただきたいというふうに思っ
ております。

私の村で河川放牧してるんですが、つい民家の横に5頭、夏の期間ですけれども、な
かなか但馬牛が民家近くにいる状態っていうのが現在なかなか少なくなりまして、過剰
に環境に対する負荷であったり、あるいはまたふん尿等のおいについて、私から見れ
ば非常に、何ていうか、過敏に反応されておるといような思いも持ったわけですが、
事案の実態としてはそういうことでございますので、御理解をいただきたいというふう
に思っております。

○議長（小林 俊之君） 8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） 過敏になる、そういう時代だということはね、もちろん
その前提のもとで協議されてると思いますし、それは特に慎重にお願いしたいと思いま
すし。条例案ですけど、どの段階で出す予定のお考えですか、なるべく早い方がいいな
という気がしますが。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 冒頭申し上げましたように、当然年度内なんですけど、
できれば12月に出したいなという思いはありますけども、そのように、できる限り1
2月に出せるように頑張りたいというふうに思います。

○議長（小林 俊之君） 5番、植田光隆君。

○議員（5番 植田 光隆君） 何点かお伺いしたいと思います。

この研修センターについては、町内外の若い者、担い手ですね、この方々の育成とい
うことで、僕は、我が町、旧の温泉町時代は特に本場但馬牛なんてね、そんな町だって
言いよったんですけども、今は新温泉町になって、新温泉町が本場の但馬牛の里という

意味において、本当に、県下、僕は初めて繁殖といいますか、ブリーダーの産地としてよかったかと、畜産振興、特に寄与できるなと思っております。

それで、今、放牧のことを言われました。今はだめかもわからんですけども、将来的には、本当に足腰の強い牛飼いというのはやっぱり放牧も、特に繁殖はですよ、考えておく必要があるかなと思っておりますし、エリアもね、あそこの中山試験地、僕も前にちょっと委託されて、採草放牧地、2町歩ほどつくったことあるんですけどね。かなり今、雑木が生えとると思うんですけども、雑木切れば恐らくそういった放牧のできるような場所が、ちょっと上に上がったほうなんですけどね、あると思うんです。将来的にはやっぱりそういうことも必要だなと思っております。

それで、もう1点、入札の結果見てね、この表を見させていただいて、立道建設さんが落札されておるということですが、僕、立道さんというのは土木関係がほとんどかなと思っとるし、建築なんかされたことあるんかなというのはちょっと聞いてみたいんです。それと、入札の結果見ても、今、計算してみれば、かなりほかの業者と、600万、700万、1,100万、2番手の方が90万ぐらいの差ですけどね、果たして大丈夫かなというのがちょっと一つ思いました。

それから、44ページの、44じゃなしに45か、この立面図、見させていただいて、僕も牛舎3つほどつくりました、もちろん県の関係とか国の関係のね。ということで、この牛舎の関係の巻き上げカーテンですね、特に、上はいいと思うんですけど、下、基礎がどの程度の基礎かよくわからんですけども、この平面図だけではわからんですけども、特にこの中山試験地は多分海拔が200ぐらいあると思うんですね。それで、よう春先に行くとも雪が残るとし、特にこの屋根に雪持ちとか、そういうことをすれば別だと思っただけでも、恐らく雪ずりがなかったりすると思うんです。すると、雪がたまって、基礎が例えば、うちらも、ブロック2本だから40センチか、40センチぐらいの基礎でも、シートにこう雪は落ちるんです。それが積もってきて湿って、中が湿る、それとシートが3年ぐらいでもう破けちゃうという結果ありますから、恐らく中山試験地も雪が降るとこと思うし、もしも雪持ちを屋根にせんかったら恐らく雪が絶えず落ちる。そうすると、下の分の巻き上げカーテンは、かえってコンパネぐらい、1メートルぐらいな、張っておいたほうが長もちするなという感じがします。

ということでありますから、そこら辺どうなってるかなということで、この2点お伺いします。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩をいたします。まだ質問もあるようですので、時間、質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩をいたします。35分まで。

午前10時18分休憩

午前10時35分再開

○議長（小林 俊之君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 何点か質問をいただきました。

最初に、放牧の関係でございしますが、確かにこの図面の位置の上のほう、山の上のほうに放牧、以前も放牧しておったところといいますか、そういったところがかなりの面積で適地というのがあるわけですけど、ただ、議員御指摘のとおり雑木とかかなり生えておりますし、伐開とか伐根がかなり必要だなというふうに思っております。将来的なものを見据える中で、そういったところも放牧とあわせて考えていきたいというふうに思っておりますし、あと例えば牧場公園での放牧とか、あと、制度としてはデリバリーカウとかレンタカウとか申し上げますけど、遊休農地に、その所有者の方と話をして、そこで放牧するというような制度も現在進めておりますので、そういったのも選択肢の一つとして考えていきたいというふうに思っております。

それと、立道建設が落札したわけですけど、大丈夫かということですが、大丈夫だというふうに思っております。きちんと施工していただけるものというふうに思っております。

それと、公表調書にも見てとれますように、議員御指摘のとおり、かなり金額の差があります。第1回目、第2回目も不落札ということもあったわけですけど、この牛舎の設置工事ですので、通常の土木ですとか、一般の住宅ですとか、そういった施設の建築とは違って歩掛かり的なものがない中で、そういった町内の業者も余り経験が少ないということで、考え方がかなり積算についてばらつきがあるんじゃないかなというふうに思っております。そういったことが原因して、こういった金額の差になってるというふうに、想像ですけど、こちらのほうは考えております。

それと、巻き上げカーテンの関係ですが、確かに御指摘のとおり雪、冬の雪ずりがしたときに、そういったものがたまって破れるというようなこともあろうかと思えます。この件につきましては、実際に畜産農家の方からも御指摘をいただいておりますので、この工事の施工の中で、そういったものの対策もあわせて考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議員（5番 植田 光隆君） はい、わかりました。もういいです。

○議長（小林 俊之君） そのほか。

3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） この旧中山和牛試験地、県立で、試験場として使われてきた経緯があります。決して旧町時代に、温泉町が出ていってくれと頼んで出て、試験地がなくなったものでも何でもありません。北部農林に統合されるということで、やむなくここが試験地でなくなった、牛を飼うことができなくなったというのが実態であります。当然、湯村温泉自体が家畜市場というものがかつてはあったわけですし、いわゆる但馬牛抜きで湯村温泉の発展はなかったという部分があります。そういった意味では、やはり人家が少なく、これだけなだらかな土地というのは我が町でも少ない、いわゆる和

牛、但馬牛を、牛を飼う適地ではないかなと私は思います。

先ほども牧場公園長と、ふん尿のにおいのことをちょっとお話ししましたが、いわゆる牛は草しか食べません、特に種牛の場合はね。においはさほど悪臭というようなものは少ないわけです。ないとは言いませんが、少ない。だから、家の中に、これまで人と一緒に暮らしてきたといったような経緯があります。そういった意味では、最も公害が少ない適地ではないかなと私は思います。そういった意味では、ぜひとも5年後の研修終了後、その後を見据えた団地形成というものも今から考えていただいて、湯村温泉の住民の方々の理解を得ていくという計画を、やはり順次進めていっていただきたいなと思います。

先ほど、ここに住宅といいますか、入所、ここに入られる方々の住居が要るんじゃないかという議論もありました。私は決してここに住居をつくる必要はない。当然、牛を飼うための、牛だけ飼ってればいいというものではない。当然、農業、いわゆる稲作、畑作、牧草、そういったものも複合的にやって牛も飼えるんだろうと、牛飼いと言うんだろうと思います。そういった意味では、今後、高齢化の中で耕作放棄地、そういったものも当然出てくるだろうと思います。ほ場整備した土地の中にも、つくり手のいない、そういった土地が必ず出てくる。そういったところに、ここに入所される、今のところ地域おこし協力隊の方々に、頑張っ、そういったところの担い手となってやっていただければなと思います。こんな人里離れた人家のないところにね、寂しいところに住居を構えて、牛だけと一緒に住めというのは、これは酷な話です。やっぱり自分が住む、生活する場所は、人がいるところに住んで、やっぱり生活して、人とのかわりを持ちながら、牛舎と牛と生活してく、牛を飼っていくというのは、やっぱり理想だろうと思いますのでね。

ただ、気になるのが、今、地域おこし協力隊で、一番ここに入所される候補となるのが村田さんという女性の方です。結婚しても、私は牛を連れて結婚しますというぐらいですから、非常に意欲はある。ただ、非常にうら若い女性ですのでね、ここに2人の入所者が入ることになれば、この管理棟の平面図見ると、プライバシーも何もないなど。ただ、お産のときとか、そういったときは当然泊まるということも予想されますのでね、そういった配慮がこの管理棟にはなされることを想定しているのかどうなのか。その辺、結構やっぱり大事なことだろうと思いますので、その部分はどうかというふうに思いますが、私の意見はどう見ていただけますでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 御意見ありがとうございます。5年後の研修後の団地形成をということでございますが、まだこの土地、敷地的には余地もございますので、状況を見ながら、例えばもっともっと規模を拡大するというようなことは考える余地はあろうかなというふうに思いますし、そのための、そういったことも考慮して一部計画したところもございます。

それと、湯区民との引き続き協議をとということです、そういったのは当然のことながら続けていきたいというふうに思っております。

それと最後に、議員御指摘のとおり、今、実際に考えていただいているのが地域おこし協力隊、女性ということがございます。この施設を計画するに当たって、いろんな方の意見も聞きながら行ったわけですが、そういった女性と男性の場合ということも当然配慮すべきという意見もございまして、そういったことで管理棟の中では更衣室というものを2つに分けたということで、その辺は一定の配慮をさせていただいたつもりであります。それで十分かということとはなかなか、トイレも1つしかありませんし、わけですが、そういった更衣室といいますか、それを男女で分けさせていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） ぜひ、この和牛試験地の歴史ということもしっかりと勉強していただいて、これが町に果たした役割であるとか、但馬牛が湯村温泉に果たした役割であるとか、そういったことも含めて農林課のほうでやっぱり検証していただきたい。その上で、やはりいろんな難しい交渉も地元としていただきたいというふうに思います。決して私は浜坂こども園の設置にかかわる問題よりは、割合理解が得られやすいというふうに思いますので、課長、一生懸命努力をしていただきたいと思っております。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） ありがとうございます。この和牛試験地の歴史を検証すべきだという御意見をいただきました。過去の、ここに試験地があったときの状況やら、そういったものは実際におられた方の意見も聞かせていただきながら、どういうふうな運営をしていったのかということも聞かせていただきました。そういった意見を参考にしながら進めさせていただいたところでございますが、全て聞いたわけではございませんので、そういった方の引き続きアドバイスも得ながら、検証といいますか、よりよい効果が出るような格好で運営のほうを考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） そのほか。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 一般論としてですが、但馬牛の飼育を軸として、先ほど議論があった複合経営というようなことも含めてですが、新規に就農しようとするならば、大体どの程度の初期投資の資金を準備すれば就農できるのかと。一般論で結構です。

それから、堆肥の処理、堆肥棟ができて、堆肥をつくられる。その後の処理はどのようなことを考えておられるのでしょうか。

それから、この研修に入る対象者、協力隊員以外は入れないのか。例えば、私が研修したいと言えば入れていただけるのでしょうか。年齢制限があるとか、条件がいろいろ制約があるのでしょうか。そのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 済みません、実際にどれくらい初期投資が要るのかというのは、申しわけございません、はっきりしたお答えができかねます。確かに施設を当然、牛舎、それから堆肥舎、それから牛もそうなんですけども、そういったもの、いろんな機械もそうですし、そういったものが必要となりますので、土地も購入するのか借りるのかということもありますけど、かなりの負担が要るということで、なかなか、さっき質疑の中で出ておりましたけど、極めて困難だという状況がありますが、ただ、そういった中でも但馬牛を飼いたいという希望を持っておられる若者については、もうできるだけ支援をしたいという思いで、この研修センターやいろんな制度を設けておりますので、活用していただきたいというふうに思っております。

それと、堆肥の処理ですけど、堆肥を堆肥舎に集めて、それを切り返しをしながら堆肥をつくって、その製品となったものについては、将来、場外に持ち出すとか、あるいは採草地といいますか、上のほうに一部まくとか、そういったことで考えていきたいと思っております。

それと、隊員以外の方は、協力隊員以外はだめなのかということですが、そういったことは全然なくて、主体としては、考えとしては、町外の方にできる限り来ていただいてという思いはあります。先ほども言いましたように、町外の方が来ていただいて、ここに、ひいては定住していただくという効果も、こちらのほうとしましては希望というか、目的としてはあるわけですので、例えばその方が1人来て定住するようになれば、人口が1人ふえたということだけにとどまらなくて、その方からのいろんな人のつながりとか、家族とか、移り住まなくても来町者といいますか、そういった間接的な効果も見込めるんじゃないかということも思っております。ですので、いろんな方々に検討をいただいて、あくまでも新規の参入者ということですので、そういった方々、町内外を含めて考えていただけたらというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） こういう日本一、あるいは世界一のブランドを誇る、この但馬牛の飼育で新規就農、しかも町外者をできるだけ迎え入れたいというふうな計画で推進するとするならば、本当にこの研修施設っていうのは、全国が注目をしていると思うんです。町が独自にこういう研修施設をつくって、若者が中心なんだろうね、対象としては、そういう人を受け入れようというのは、課長が言われたように新しい実験だと。ですから、成功させなければならないと。そのためには途中で挫折されるようなことのないような、先ほどからずっと議論がある、いろいろ心配される点を5年、つまり研修が終わる段階ではちゃんと解決できるということになれば、本当に注目に値することもできませんし、何よりも新規就農者を迎え入れるということができないわけですから、ぜひその困難を一つ一つ突破して育て上げてもらいたい、就農をしていただけるように整備をしてもらいたいということが一番の質疑の中心点です。

それで、例えば堆肥も、できたものを貯蔵しておいて、例えば放牧地に散布するんだと。しかし、5年であれば、全くそれ売却しなければ10トンになるわけですね。2棟あるわけですから20トン。20トンの堆肥をなかなか処理できるだろうかという心配するんです。そんなに少なくはないし、簡単に処理できる量ではないのではないかなと思うんです。ですので、そのあたりもぜひ対策は考えておいていただきたいなというふうに思います。いろんな課題が出てくると思いますのでね、本当に研修された方が最終的にはきちんと就農できるという条件を整えていくために、産建の委員会の資料にも出ていました、関係機関という名前が上がっておりましたが、そういう人の中には実際に飼育をされている方の名前も入っていましたが、ぜひ現場で頑張っている人たちの、それから、研究機関などの援助も強力な体制を組んで、この事業が成功するように本当に取り組んでいただきたいなというふうに思うんです。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 堆肥の関係については、対策をまた改めて考えたいというふうに思いますし、確かにこういった施設、全国でも珍しい施設だというふうに思っております。まして第1号の、先ほどから話が出てます協力隊の方は女性でもあります。農業にかかわる女性の方がいろんなところで農ガールとか、農業女子とかいろいろ話題になるわけです、ふえてきてるわけですけど、そういった一つのモデル的なものになってほしいという思いもございます。いろんな御意見をいただきました、いろんな課題があるのは承知しておりまして、新しい取り組みですので、いろいろ運営する中でもいろんな問題が出てこようとは思いますが、そういったものを一つ一つ、行政のほうといたしますか、全面的にバックアップをして、その関係機関との協力体制をつくりながら、できる限りの支援をしていきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

12番、池田宜広君。

○議員（12番 池田 宜広君） 私も、この町外というか、県外にも出るときにも、どこですかということ聞かれると、松葉ガニ、但馬牛というのはやっぱり背負っていく名前なんです。そういう名前、牛を育てていただける方がここに来られるということは、先ほど牧場公園長が言われた、寝食をともにと、研修だけではないという気持ちで、町民全体で受け入れるという心構えを持ちながら、この研修センターでどんどん研修生が育ち、また定住移住にもつながるということを望んでおります。

1点だけ、質問といいますかお願いといいますか、この45ページの図面、この図面に限らず、建物を発注される課長さんにもお願いをしていきたいんですが、高さが正直ないんですね。高さのメーター数といいますか、寸法が。きのう、めでたくもオープンした道の駅、こら低いがなというような意見を、見て初めてわかるというのが、携わってない方々はそうだと思うんです。平面図についてはある程度の寸法、大体私たちの時

代までは1間、2間、5間、6間の建物だって大体のイメージはつくんですけど、平面図には必ず寸法はうたってある。立面だけは姿、意匠だけを描いて、ただ勾配だけを記しとるとこのような図面が多いので、今はCADの時代ですから、エッジについても、高さについても、軒高がこれぐらいありますと、一番高いところでこれですよという明記をすべきかなというふうに思いますので、ちょっと内容は違うかもわかりませんが、図面の提示方法ですか、それを各課長さん、心に入れといていただけないかなというふうに思います。以上です。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 今や世界的なブランドということで、G1にも、おとしですか、12月に認定されましたし、日本食ブームということもございます。但馬牛のブランド化というのがどんどん進んでいるということに認識しておりますし、さきの全共の後の但馬家畜市場の子牛の競り市の状況を見ても、そういったブランド化ということがさらに高まって、供給のほうが必要に追いついてないというような格好で高値がついたというような情報もあります。そういったこともありますので、さらにそういった生産、ブランド化について進めていきたいというふうに思いますし、あと町外から入ってこられたこういう参入者の方、町民全体で受け入れるべきということは確かにございます。そこに移住定住しようと思えば、入ってこられる方は当然不安な思いでおられますので、それをいかに地域が、周りの方々が支えるかということで、移住するかどうかというのは決まってくるということだと思います。改めて言うまでもないわけですが、そういったことで、町民の皆さん全体がそういった気持ちになってほしいというふうに思っております。

それと、最後に、確かに立面図に高さの表示がございません。今後はそういったこともきちっと表示するように、この施設も含めて、ほかのこういった施設を今後、また皆さんに御提案をさせていただくときに、気をつけていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 認定第1号

○議長（小林 俊之君） 日程第3、認定第1号、平成28年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

中井勝決算特別委員長。

○決算特別委員会委員長（中井 勝君） それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されました認定第1号、平成28年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、9月14日、15日、19日及び20日に委員会を開催し、審査を行いました。審査の過程につきましては、14名で構成する委員会でありますので、詳細については省略をし、審査結果のみ報告いたします。認定第1号、平成28年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数で認定することに決定しました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（小林 俊之君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く14名の議員で構成された委員会でありましたので、省略いたします。中井委員長、御苦労さまでした。

では、これから討論に入ります。討論はございませんか。

それでは、これから討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） それでは、認定第1号、平成28年度新温泉町一般会計歳入歳出決算について、反対する立場から討論をいたします。

決算項目全体について反対ではありません。厳しい財政状況のもとで、全ての学校にエアコン設置をする。昨今の異常な気温から子供たちを守り、学ぶ環境を維持する。そして、子供医療費を親の所得に関係なく無料とし、この施策を今日まで継続している。少子化対策として有効だと考えます。これらについては評価をいたしたいとここでございます。

次に、上下水道料金値上げは、町民の暮らしに深刻な打撃を与えます。一般会計からの持ち出しを含む財源措置をとることを求めます。これ以上の職員数の削減を行わないこと、職員のやる気に大きく影響を与え、ひいては町民に対する接遇にも悪い影響が出ると考えるところでございます。

この決算認定は任期最後となるところから、あえて言わせていただきます。過日起きた宿日直勤務の臨時職員の賃金が県内の最低基準を下回った事件では、当局から慣例で行ったとの答弁がありました。法令に基づき業務を行う公務員にとってあってはならない発言であります。地方公共団体が労基署より勧告を受けることは極めて異例であり、

大反省を強く求めるものであります。今期定例会では、旧照来小学校校舎取り壊しの件では、説明を区長さんにお任せし、職員としての職責を果たしていないことが明らかとなりました。これらの発言や行為は、その担当職員自身の責任が問われますが、それに加えて監督者として町長の責任も問われるわけでございます。このことを最後に申し上げ、討論といたします。

○議長（小林 俊之君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） そのほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、これをもって討論を終結いたします。

これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数、10名であります。よって、平成28年度新温泉町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前11時08分休憩

午前11時08分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、平成28年度新温泉町各特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算の認定10会計については、一括上程し、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第4 認定第2号 から 日程第13 認定第11号

○議長（小林 俊之君） 日程第4、認定第2号、平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第3号、平成28年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第4号、平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第5号、平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第6号、平成28年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第7号、平成28年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第8号、平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第11、認定第9号、平成28年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第12、認定第10号、平成

28年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第13、認定第11号、平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

本案について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

中井勝決算特別委員長。

○決算特別委員会委員長（中井 勝君） それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されました認定第2号、平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号、平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでの10会計については、9月20日の委員会において審査を行いました。審査の過程につきましては、14名で構成する委員会でありますので、詳細については省略をし、審査結果のみ報告いたします。

審査結果は、まず認定第2号、平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号、平成28年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号、平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の3会計については、全会一致で認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定することに決定しました。

認定第6号、平成28年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第7号、平成28年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定の2会計については、全会一致で認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定、認定第9号、平成28年度新温泉町水道事業会計決算の認定、認定第10号、平成28年度新温泉町下水道事業会計決算の認定の3公営企業会計については、全会一致で認定することに決定しました。

認定第11号、平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定については、賛成多数で認定することに決定しました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（小林 俊之君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く14名の議員で構成された委員会でありますので、省略いたします。中井委員長、御苦労さまでした。

これから、平成28年度新温泉町各特別会計歳入歳出決算の認定について、会計ごとに討論、採決を行います。

認定第2号、平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第3号、平成28年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、平成28年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第4号、平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第5号、平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第6号、平成28年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、平成28年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第7号、平成28年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、平成28年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第8号、平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第9号、平成28年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、平成28年度新温泉町水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

認定第10号、平成28年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告とおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、平成28年度新温泉町下水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

認定第11号、平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数、13名であります。よって、平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算については、認定することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、日程第14、議案第60号から日程第16、議案第62号までの固定資産評価委員会委員の選任同意については、一括上程し、質疑、採決は議案ごとに行います。

暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時24分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

日程第14 議案第60号 から 日程第16 議案第62号

○町長（岡本 英樹君） 日程第14、議案第60号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第15、議案第61号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第16、議案第62号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 議案第60号、同61号、同62号の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、現委員の重安光則氏、中田雄久氏、長谷坂盛之氏の3名が、平成29年11月23日をもちまして、それぞれ任期満了となります。

後任の選任について御同意をいただきたく御提案申し上げるものでありますが、それぞれ3名の委員さん方、再任をお願いいたしたいと存じます。それぞれ人格、識見、公平で公正な立場で職務に当たっていただけるものと思っております。適任と思料し、御提案を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 初めに、議案第60号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、討論を省略して採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第61号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、討論を省略して採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第62号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 17 議案第 63 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 17、議案第 63 号、農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号に規定する「認定農業者が少ない場合」に該当するため、農業委員会委員の過半数を認定農業者等、または農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号イからヌまでに掲げるものとしたいので、御同意をいただきたく御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、農林水産課長に説明をさせます。どうぞよろしく願います。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） それでは、議案第 63 号、農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてに関して御説明いたします。

農業委員会等に関する法律の改正法が昨年 4 月に施行され、農業委員の選出方法が公選制から、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。また、この改正法におきまして、施行日以降に任期が満了する農業委員につきましては、その任期満了日まで在任して、その後に新制度に基づき新たに任命するといった経過措置が設けられております。現在の農業委員会委員の任期満了を来月に控えて、このたび新たに任命する農業委員会委員の同意を議会に求めるに当たりまして、事前に新温泉町農業委員会の委員選任に関する規則に基づきまして、関係団体等に推薦を求めるとともに募集を行ったところでございます。

それでは、まず審議資料の 37 ページをごらんいただきたいと思います。農業委員の選出方法の変更をそこで示しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、公選制から任命制に変更となっております。また、原則として、委員の過半数を認定農業者とする

ことになっております。この認定農業者と申すのは、審議資料の33ページでも説明しておりますが、みずからが作成した農業経営改善計画をもとに、将来の地域農業を担う者として、町から認められた人たちでございます。そのほか、農業者以外で農業委員会の所掌事項に関して、利害関係を有しない中立の立場の者を含めなければならないということになっております。さらに、年齢ですとか性別等に偏りが生じないように、青年、女性の積極的登用を考慮しなさいということになっております。これらは農業委員会等に関する法律の第8条にそれぞれ規定されておるところでございます。

次に、審議資料の38ページをごらんいただきたいと思っております。改正法によって新たに設けられました農地利用適正化推進委員と農業委員会委員との関係を示しております。本町のそれぞれの委員定数は、去年の12月議会で定数が定められ、農業委員については11人、推進委員については7人ということになっております。

以上を踏まえまして、審議資料の今度39ページでございますが、本議案のとおり、農業委員会委員の選任の要件の例外を示す資料となっております。農業委員会等に関する法律の第8条第5項におきまして、農業委員は認定農業者及び認定農業者である法人の役職員が委員の過半数を占めるということが原則となっております。がしかし、例外規定がございまして、同法の施行規則第2条第1号の規定によって、本町の認定農業者の数が農業委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合には、認定農業者等以外に、その資料にあります、A、B、Cとありますが、Aの枠内にある、いわゆる認定農業者等に準ずる者を加えた数が過半数を占めることに議会の同意が得られればよいというふうに規定をされております。

ここで審議資料の33ページをごらんいただきたいと思っております。本町の認定農業者の数は、現在19でございます。ですので、農業委員の定数に8を乗じた、11の8倍ということで、88よりかなり少ないために、議案提案理由のとおり、認定農業者が少ない場合に該当いたしますので、この例外規定を適用すべく議会の同意を求めるものでございます。このたびの農業委員会委員の募集を経て、選考の結果、その候補者となった者は、認定農業者が3人、それから、認定農業者に準ずる者が3人。ですので、合わせて6人となりまして、定数の11の過半数を占めるということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、これから採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 35 分休憩

午前 11 時 35 分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、日程第 18、議案第 64 号から日程第 28、議案第 74 号までの農業委員会委員の任命同意については一括上程し、質疑、採決は議案ごとに行います。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 36 分休憩

午前 11 時 37 分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

日程第 18 議案第 64 号 から 日程第 28 議案第 74 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 18、議案第 64 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 19、議案第 65 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 20、議案第 66 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 21、議案第 67 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 22、議案第 68 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 23、議案第 69 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 24、議案第 70 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 25、議案第 71 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 26、議案第 72 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 27、議案第 73 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 28、議案第 74 号、農業委員会委員の任命同意についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 議案第 64 号から議案第 74 号までの農業委員会委員の任命同意につきましても、現委員が平成 29 年 10 月 22 日をもって、それぞれ任期満了となるため、新たに委員の任命について御同意いただきたく御提案申し上げるものであります。11 名の方々、それぞれ適任と判断し、御提案するところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 先ほどの議案で説明をいたしましたが、改正法に基づ

く農業委員会委員を任命するには議会の同意を必要といたします。提案理由で説明いたしましたとおり、現在の農業委員の任期が満了となりますので、新たな委員の候補者を選考したところでございます。募集期間につきましては、本年6月の1カ月間で推薦及び応募があった者のうちから、認定農業者は3人、認定農業者に準ずる者が3人、利害関係を有しない中立の立場の者が1人、あと女性が1人ということにありました。この選考に当たりましては、候補者選考委員会におきまして、候補者ごとに審議を行っております。選考の結果、11人を候補者といたしました。なお、任期は3年間でございます。

それでは、順次、議案ごとに御説明をさせていただきたいと思っております。

議案第64号でございます。住所が新温泉町対田1065番地、谷口正友氏。昭和42年5月17日生まれということで、50歳でございます。水稲とか、ほかの大規模農業経営を営んでおられます。認定農業者でありますし、現の農業委員でもあります。推薦によるものでございます。

次に、議案第65号でございますが、住所が新温泉町飯野988番地、村尾賢一氏でございます。昭和56年8月21日生まれということで、36歳でございます。畜産を主に経営しておりますし、認定農業者でございます。さらに現の農業委員でもあります。推薦によるものでございます。

次に、議案第66号でございます。住所が新温泉町鐘尾600番地、竹中道明氏です。昭和37年12月5日生まれということで、54歳でございます。野菜を中心に栽培しておられて、認定農業者でございます。さらに現の農業委員でもあります。この方も推薦によるものでございます。

それから、議案第67号でございますが、住所が新温泉町桐岡68番地、赤坂裕司氏でございます。昭和27年2月1日生まれということで、65歳でございます。水稲ほか野菜も栽培されておられ、現の農業委員でございます。この方につきましては、桐岡の営農組合役員ということで、先ほどの認定農業者に準ずる者という立場になります。推薦と立候補ということでございます。

次に、議案第68号でございます。住所が新温泉町諸寄2584番地の2でございます。氏名が平田慶治氏。昭和31年4月17日生まれでございます。61歳でございます。水稲を中心に栽培しておられます。この方も現の農業委員でございます。さらに、人・農地プランの中心経営でございます。奥町の営農組合に属し、認定農業者に準ずる者でございます。この方も推薦によるものでございます。

次に、議案第69号ですが、住所が新温泉町栃谷1218番地1、氏名が小谷正美氏でございます。昭和24年9月6日生まれということで、68歳でございます。水稲を栽培しておられます。現在の農業委員ではないんですが、町合併前を含めて通算2期農業委員を経験されております。この方につきましても、人・農地プランの中心経営体法人でございます。NPO法人バイカモ楽農会の理事でございます。認定農業者に準ず

る者でございます。この方も推薦でございます。

議案第70号でございますが、住所が新温泉町和田505番地、氏名が橋本哲次氏でございます。昭和25年7月15日生まれということで、67歳です。農業委員会の所掌事項に関して利害関係がない立場ということでございます。農業委員会法第8条第6項に基づく選任でございまして、経験としては裁判所の書記官を退官、退職されたということで、後に区長とか民生委員とか行革の推進委員等を歴任されておられる方でございます。この方は立候補によるものでございます。

次に、議案第71号でございます。住所が新温泉町春来694番地、氏名が中村眞一氏です。昭和28年6月1日生まれということで、64歳でございます。水稻栽培、それから畜産経営と両方されております。現の農会長であり、共済長であります。推薦によるものでございます。

それと、議案の第72号ですが、住所が新温泉町清富62番地、氏名が田中榮作氏です。昭和38年12月10日生まれで、53歳でございます。水稻栽培を中心に野菜もつくっておられるということで、現の農業委員でございます。さらに農協の職員でもいらっしゃいます。立候補によるものでございます。

それから、議案第73号でございますが、住所が新温泉町和田299番地の1、氏名が田中定美氏です。昭和30年4月27日生まれということで62歳でございまして、水稻を中心に栽培されております。この方も現の農業委員でございます。立候補によるものでございます。

議案第74号でございますが、住所が新温泉町井土930番地、氏名が松元けい子氏です。昭和20年7月21日生まれということで72歳でございます。女性でございます。野菜等をつくっておられるということで、現の農業委員でございます。立候補によるものでございます。

以上ですが、全体として男性が10人、女性が1人ということでございますし、法律の中で青年も積極的に選任を考慮しなさいよということあるわけですけど、年代別につきましては、30歳代が1人、50歳代が3人、60歳代が6人、70歳代が1人ということでございますし、この農業委員につきましては地域性は考慮すべきでないということはあるわけですけど、浜坂地域が、参考までにですけど、浜坂地域が6人、温泉地域が5人ということの内容になっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

初めに、議案第64号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

1番、中井勝君。

○議員（1番 中井 勝君） 内容については別に、どうこう言おうと思わないんですけど、先ほど課長が地域性は余り加味しないっていう話をして、ずっと年を聞いていっていきとったら、和田の方、これ議案とはちょっと関係ないかどうかかわからないんですけ

ども、和田の方が2名推薦されてますよね。何でそういうバランスを欠くようなことはせんでもええって冒頭言ったんですけど、せめてバランスは見たほうがいいというふうに思うんですけど、この人がもう適任だというふうに多分言うんでしょうけど、ぜひバランスを見てほしかったなという、ちょっとお願いが、お願いというよりはするべきだったなというふうに思います。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） この農業委員の選任に当たりましては、あらかじめ区域を定めて定数枠を設けるというようなことは、選任の機会を制限するということにもなりますので、適当ではないということが前提としてあります。

先ほどの御意見のあるように、和田の方が2人おられますが、そのうちの1人につきましては、法律で規定をしております農業を営まない中立的な立場の者、これを必ず1人入れなさいということが法律上規定されておりますので、その方が該当しますので、その方も含めて選任したということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 今回の候補者については問題ないですが、ここに至るまでの経過について教えていただきたいと。

一つは、応募者全員の公表というのがされましたか。どこに掲示をされていたでしょうか。

次に選考委員の選任、どういう基準で選考委員を選任されたのかと。それについても教えていただきたい。同時に、立候補あるいは推薦を含めて選考日までにきちっと構成上の要件を満たす立候補者あるいは推薦でしたでしょうか。

それと、きょうこれで議会、同意するわけですが、立候補の方については、それは自分の意思で手を挙げたということで、きょう同意されればそれで納得される部分はあると思いますが、推薦を受けて期待感を持っておられた方は、その選考委員会ではばかたたと、落選したと。あらまあということが、きょう、ある意味では我々のこの同意案件によって、選考委員会ではなしに議会の中でなれなんだというのとイコールになるんですね。立候補したり、あるいは推薦されておったけども、選考委員会では実は漏れてるけども、そのことが本人がわかってないと。きょうの結果をもって初めて知るというのは、余りにも酷過ぎるへんかなと。

あわせて、その裏側として、推薦で私はそんなになりたいというふうには思っていなかったけども、選考委員会の結果で図らずも受かったと。そんな状況はございませんか。どうでしょう。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩をいたします。12時5分まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後 0時05分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 何点か御質問いただきましたが、応募者の公表はどこにということですが、農業委員会等に関する法律の施行規則第6条によって、募集期間中の中間、それから終わった後の結果については公表しなさいということになっております。それに基づきまして、ホームページ上に報告をさせていただいたということでございます。

選考委員はどのようにして、どういう基準で選任したかということですが、昨年12月に新温泉町の農業委員の農業委員会の委員選任に関する規則というのを定めておきまして、その中で……。済みません、間違えました。済みません、訂正させていただきます。新温泉町の農業委員会委員候補者選考委員会設置要綱というのを12月の段階で定めておきまして、その中で、選考委員会は6人の委員をもって組織するというように規定されております。副町長それから総務課長、農林水産課長、それと新温泉町農業委員会の委員経験者ということで、現の農業委員の中から3名、会長を含めて3名ということで、合計6名を選んでおります。

それから、推薦の方につきましては、推薦書とともにその推薦される中で本人の同意もっておりますので、書類の中で本人の印鑑もいただいて、本人が了解の上で推薦をされているということです。

それと、議会のほうで選考をばらいたというのは、町長が候補者を選定するに当たっては、選考委員会の意見を聞いて議会のほうに提案するというようにございまして、応募のほうは13名あったわけですけど、ですから結果的に2名の方がその選考の段階で漏れたということになります。その方々についてはこちらのほうから通知を、お知らせをさせていただきたいというふうに、速やかにお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 応募者の公表をホームページでしましたよって。ううん、どうでしょう、それは。各集落、あるいは各農業団体等の募集要項でもあった、要項が配られてましたね。あれを見ると、メンバーがそろった段階で公表するというのは、やっぱり別の方法だと、別の方法があると思いますよ。ホームページでしたって、それで公表したんだよというのには、それはしたことはしたんですが、本当にいろんな地域あるいはその各種団体等に、立候補しませんか、推薦はありませんかということをお求めた割には余りにも雑じゃないですか、そういう広報の仕方というのは。やっぱり丁寧な公表の仕方というのはやっぱり必要だというふうに思いますよ。

いま一つは、13人中11人ということですが、選考委員会の段階で、選考委員会開催の段階で13人の応募者があった、それを全てきちっと本当に書類はそろってましたか。この人を入れたいんだけど、立候補でその個人、自分の立候補で、という扱いに

しようというようなことがなかったですか。一番心配してるのはそれなんです。さっき言った地域的なバランス等や、あるいは農業経験や、あるいは畜産業なり、あるいは柿をつくってる、野菜をつくってるというようなところ、一定のバランスを見ながらということになったときに、いわゆる委員会の構成上きちっとバランスよくおさまっていたかどうかと。今回は、いえいえ、そんな地域も、そういう業種等についても全く考慮しませんということでしたら、本当の意味での農業委員会というものが機能するのかなという思いがするんです。心配をしてるんです。これはだめだよということ言ってるんじゃないんです。さっき言った、最初に言った、公表することについても丁寧に公表する。なんや、そして農業委員会もやっぱり一定のバランスというのは、各いろんな業種からやっぱりそれぞれ出ていただくような、そんな選考があってもいいんじゃないかなというふうに思います。それで最後に、落選した人だけ通知しますよって。もちろん同意された人も通知するんですけどね。ううん、これも何かいい方法がないですか。期待をして、当然その思いで志を持っておった方に、あんただめってというのは、なかなかちょっと厳し過ぎるんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 先ほどちょっと御説明いたしましたが、その公表の方法で、法律の中ではインターネット等考慮して、インターネット等の利用その他適切な方法によるということを書いてあります。御指摘のように、それをホームページに掲載するのはいいんですけど、それ以外にも丁寧な対応が必要だったかもわからないということも思っております。

それと、地域性を考慮しないということを申しましたが、機能するのかなということなんですが、現場の町内の各地域におきましては、このたび新たに設けられました適正化推進委員というのがございます。その方々が実際に各受け持ちの区域について担当するという地域割をしておりますので、その方々が全て担当する区域の、主に現場の確認やら状況を把握していただくということで考えております。そういった意味で、その農業委員とその適正化推進委員という新たに設けられた委員とがうまく連携をしながら全体を、農業委員会自体を機能させていくということにしたいというふうに思っております。

それと、落選した人の通知でいい方法がないかということなんですが、その方の中には当然丁寧な説明もする必要があろうかと思いますが、農業委員とあわせて、推進委員のほうにもあわせて応募されている方もありますので、その辺の説明をしながら推進委員のほうにという御案内もさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほか。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） ちょっと参考のためにお聞きしたいんですけど、温泉地域と浜坂地域のいわゆる畑だとか田んぼだとか、面積は一体どんな広さになっているで

しょうか。農業委員の場合は特にそういうことが考慮されて当たり前だと思うんですけど、それをひとつ教えてください。

それから、結局立候補者が何名おられて、その中から2人が漏れたということになるんでしょうか。それをちょっとお尋ねします。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 温泉地域、浜坂地域別の面積というのは、済みません、ただいま持っておりませんが、全体の町の耕地面積というのは1,177ヘクタールということでございます。

それと、2人が漏れたということで、13人の、立候補ばかりではないんですけど、定数が11あって、その1カ月の募集期間のうちに13人が応募されたということですので、当然選考の段階で2人が漏れるということになりますが、その辺についてはいろいろその選考委員会の中で意見をいろいろといただきながら選考させていただいて、それを町長のほうに報告をして、最終的に議会のほうの提案ということになったわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） あれですか、13人が立候補されたということですか、全部。いわゆる認定農業者が3名、それから準認定、そういう形でさっき明らかにあれしましたし、それから1人は必ず利害に関係のない方が入ってることが条件だというあれですけども、そういう方たちがうまくそういう中に入ってたということですか、立候補された中に。認定農業者が3名入ってって、それから準の方も3名入ってて、それから1名、利害に関係のない人だと。その人らもう全部立候補なさったということですか、何だかよくそこら辺のどこわからんのですけども。教えてください。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 1カ月の募集の中で出てきた推薦、全てが立候補ではございません。立候補の方や、推薦の方や、両方の方もおられます。そういった出てきた方々がおられて、それで構成としましては、その出てきた状況を確認する中で、認定農業者の方が言われるように3人、それと準の方がある中で、最初の応募された、推薦なり応募された方の中で3人いらして、利害関係のない方がその中に1人おられて、さらに女性も1人おられたということでございます。最初のその期間の中で、応募なり推薦をされた方の中にそういった方々が含まれていたということございまして、その募集をする中でそういった、例えば中立の立場の人も含めなければならないということになっておりますので、その辺はお知らせをさせて、事前にお知らせをさせていただいたという結果で、そういう応募状況といいますか、になったということでございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） ちょっと全般を通してちょっと質問っていいですか、当

局の御意向をお聞きしたいんですけども。公選制が任命制になったということでこうやって議会の同意を求められているわけですが、これまで公選制ということに敬意を表して、この議場を農業委員会の会場、議事会場ということで使わせていたというふうに聞いてるわけです。ただ、行政委員会ですので行政決定、処分決定に至る前の議論っていうのはやはり大切なことですので議事録をとらなきゃいけない。議事録をとるシステムはここしかないということになるわけですが、こうやって11人の農業委員さんを決定、我々がするに当たって、新たな改選議会というものが11月には発足するわけですけども、やはりこの議場をこれまでのように使っていただくということなのか、使わせてほしいというふうなことなのか、それなりのやはりコンセンサスが我々この農業委員を決定するに当たって、同意するに当たってやはり必要ではないかなという気がいたしますが、当局のほうはどうお考えでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） どちらが使わせてくれとか、そういったことはありませんけれども、振り返って、改めて振り返ってみますと、随分と旧町、合併時よりずっと以前から浜坂の場合も使っておりまして、慣例といいますか、そういった面を勘案しますと、改めて議場外でやってくれというようなことは、今私の頭の中では考えておりませんし、議会、3階は議会の管理に属するわけで、改めてそういう問題があったとすれば、議会側のほうで対応していただけたらというふうに、考え方をまとめていただけたらというふうに思っとるところであります。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩いたします。

午後0時21分休憩

午後0時22分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

そのほかございませんか。

5番、植田光隆君。

○議員（5番 植田 光隆君） 先ほどから出とる地域のバランスということを考えてときに、今回中立の方入れて浜坂地域は6名かな、中立な立場入れてね。温泉地域は5名。それから、今後推薦委員、この方についても、7名のうち、浜坂地域は4名と、温泉地域はたしか3名だと思っんですね。そういったときに何が基本かという、僕、耕地面積だと思っんですね、これ。僕、農業委員の経験もあるんですけども、売ったり買ったりね、4条申請、5条申請、この審議というのが主だと思っんですね。それで、例えば平成15年の農業センサスこれ見たときに、2年前ですね。例えば、浜坂地域でしたら313ヘクタール、耕作の数値ですね、現在使っておられる。それから、温泉地域が413。これパーセンテージでいったら、浜坂地域が例えば43%、温泉地域が57%の耕地を利用しとるということですね、現在ですよ。そういった中で農業委員さんが、

浜坂地域のメンバーが、その中立の人入れても10名か、温泉地域8名か、こうなると思うんですね。今言ったバランスのことを考えたら特に、僕は不合理だなという感じがします。僕は八田におけるけえとか、そうじゃなしにね、基本はやっぱり耕地。田と畑。これ売ったり買ったりするときの審査というのが基本だと思うんですわ。そこら辺、今度推薦人を決められると思うんです、浜坂4名、温泉3名ですか。これらについても僕もこれはごっつい不合理だなという感じしました。今後はこういうことが、また3年後には出ると思うんだけど、推薦について。僕は納得いかんという感じがします。以上です。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 繰り返しになりますけど、農業委員についてはそういった地域性のことは考慮をするのは適当ではないということがありますので、そのようにさせていただいて、その適正化推進委員については町の、新温泉町農業委員の農地利用推進委員選任に関する規則ということで定められておりますので、その規則における区分ごとに選任ということで、既に地区名もその規則の中で決められておりますし、7人のその地域割といいますか、そういうものも決められておりますので、その区分によって選任していくということになりますのでよろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後0時26分休憩

午後0時26分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

次に、議案第65号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第66号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第67号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第68号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第69号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第70号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第71号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第72号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第73号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第74号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時32分休憩

午後 0 時 3 2 分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、日程第 2 9、諮問第 2 号並びに日程第 3 0、諮問第 3 号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、一括上程し、質疑、採決は議案ごとに行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 0 時 3 3 分休憩

午後 0 時 3 4 分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

日程第 2 9 諮問第 2 号 並びに 日程第 3 0 諮問第 3 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 2 9、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第 3 0、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 諮問第 2 号及び諮問第 3 号につきましては、人権擁護委員の推薦につき、現安田佳子委員並びに井上諭委員が平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日をもってそれぞれ任期満了となるため、後任の推薦について皆様方の御意見を求めるものでございます。後任の推薦につきましては、安田佳子氏並びに井上諭氏、適任と考え再任をお願いをいたしたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

初めに、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

1 5 番、高橋邦夫君。

○議員（15 番 高橋 邦夫君） 人権擁護委員の選任については必ず申し上げております。今回お二人ほどが選任されるということで、全て教職員出身者ということになります。私は人権はあらゆる階層、あらゆる住民の中からきちっといろんな意見を吸い上げた中で行政が推進されるのがベターだと思います。特定の職業についての方々のみになるということについては、いささか問題はありはしないかと、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○議長（小林 俊之君） 岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 人権擁護委員の平素の活動等々について、議員御指摘のように結果論としてそういった状況になりましたけれども、これといって差しさわりというようなことは感じておりません。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 現実には、人権擁護委員が問題があって、それぞれでの会合なりあるいはというような事象はそれは幸いにして今まではないかもしれません。しかし、議会として意見を求められるというなら、やっぱりそれはあらゆる階層、年齢も性別もあるいは職業も、いろんなところから選任をされて当然だと思うんですよ。それが教職員経験者のみばかりになるというのは余りにもやっぱり偏っている。これは法務省、法務大臣から、学校の先生をされた方というふうに指定されているというのなら別ですよ。それなら別だ。違う、そうでもないとするなら、やっぱり年齢層あるいは性別等、先ほど申し上げた、あらゆる階層から人権擁護委員というものについて選出をすべきだと。問題がないからじゃない、それは。問題がないからじゃない。どういう意見を求めるとするならそういう手だてが必要じゃないですかって申し上げてるんです。

○議長（小林 俊之君） 岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 問題がありということで、先ほどのような答弁をさせていただきましたけれども、立法の趣旨としてそういった御意見はそのとおりだというふうに思っております。ただ、なかなか先般の一般質問でもされておりましたけれども、なかなか手がないという、何度もお願いして結局断られるというような事象もそれ、かなりあるわけでありまして、そういう中でこの方々にも無理頼みして再任をしていただいとるのが状況でございます。決して、私も今のような質疑では、一つの職業のOBに偏るというようなことは可及的に避けるべきだという思いは持つところでございます。今後の選任につきましては、そういう人権に対する鋭い感覚を持たれた各層の人々の中からできるだけ広く選任して、選任を心がけていきたいというふうに思っております。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 1問目の問いのときに、そういうふうに答えていただきかったんです。それなら私も2問、3問と言う必要がないです。これからぜひ、今言われた、答弁された方向で人権擁護委員会等についての運営をよろしくお願いしたいと思います。以上です。答弁要りません。

○議長（小林 俊之君） 岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 1問目の質疑の中で、現に選任された委員に問題があるというようなことに誤解しましたので、さような答弁をしたところでございます。よろしく御寛容のほどお願いしたいというふうに思います。

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第31 意見書案第2号

○議長（小林 俊之君） 日程第31、意見書案第2号、道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

13番、宮本泰男君。

○議員（13番 宮本 泰男君） 大変お疲れのところ、少々お時間を拝借したいと思っております。

意見書案の第2号を取り上げていただきまして、道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書の提出についての御説明をさせていただきます。お手元にある意見書案を取り上げていただきたいと思っております。序論につきましては御精読をお願いいたします。要望事項だけ、2点あります。これにつきまして朗読説明させていただきます。

広域的な地域間連携や、交流人口の拡大、物流の効率化など地域活性化を推進するために必要な道路整備や適切な維持管理、着実かつ計画的に実施できるよう、平成30年度予算及び平成29年度補正予算の総額を安定的かつ十分に確保すること。

2つ目、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も現行制度の継続を基本に、地方公共団体の財政力に配慮した引き上げ措置を講ずること。

以上の意見書のもとで、衆議院議長以下6職の各職責の方々に意見書の提出をするようお願いしたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩いたします。

午後0時45分休憩

午後 0 時 4 5 分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

提出者の説明を終わりました。提出者に対する質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、これから採決に入ります。別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会並びに政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会並びに政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま採択されました意見書第 2 号については、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定をいたしました。

日程第 3 2 議員派遣について

○議長（小林 俊之君） 日程第 3 2、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付した 1 件のとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第 3 3 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（小林 俊之君） 日程第 3 3、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会並びに議会運営委員会より、別紙のとおり閉会中における所管事務調査の申し出がなされておりますので、これを承認したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、申し出のとおり承認することに決定しました。よって、閉会中の委員会における所管事務調査は、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたします。

第84回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る8月30日の開会以来、本日まで行政に当面する重要な課題及び平成28年度決算認定などを審議してまいりました。私ども任期の最後のまことに意義深い議会でありました。

審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論が得られたものであり、その御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚くお礼を申し上げる次第です。

特に今回提案されました平成28年度決算認定につきましては、決算特別委員会に付託し、4日間にわたり審査をお願いいたしました。この間、中井勝決算特別委員長並びに谷田一富副委員長におかれては、大変な御苦勞を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、町長を初め執行部の皆さんにおかれましては、誠意を尽くした説明をいただき深く敬意を表します。議会審議の過程での意見、特に決算審査において表明された意見並びに要望を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう、強く望むものであります。

顧みますと、過去4年間、本議場において執行部の皆さんに対しては、相当手厳しい議論を闘わしてまいりましたが、これも皆、住民の福祉と新温泉町の繁栄を願う一念からでありますので、その点、御了解を願っておきたいと存じます。

議場において一堂に会するのは本日が最後になると思います。議長としての重責をきょうまで大過なく全うすることができましたのも、議員各位の御指導と御協力のおかげと深く感謝を申し上げます。

来る11月12日をもって、任期が満了いたします。議員各位には、くれぐれも御自愛の上、奮闘され、それぞれの立場で新温泉町発展のために御尽力をいただくことを切にお願いをし、閉会の挨拶といたします。

岡本町長、挨拶。

○町長（岡本 英樹君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきまして、私どもの提案させていただきました議案全てにわたりまして、原案どおり御議決を賜り、適切かつ妥当な結果を得ることができました。議員の皆様方に厚くお礼を申し上げるところでございます。

議員各位には任期最後の定例会ということで、鋭意御精励を賜り、終始精力的に御審議を賜りました。重ねてお礼を申し上げるところであります。決算特別委員会、補正予算、さらには一般質問等で賜りました御意見、御提言、今後の行政運営にできるだけ大切にしながら鋭意努力いたしたいと存じます。

なおまた、議員各位におかれましては、この任期中4年間にわたります御精励に改めて心から敬意を表すところでもありますし、なおまた、この間賜りました御指導、御鞭撻に改めて感謝の誠をささげるものでございます。この4年の間に小林一義議員の急逝というまことに残念なこともありました。議員各位にはこれからも大変たくさんの行事を控えておられ、多忙な時期でございますけれども、十分にお体に留意され、ますます御活躍されますことをお祈りを申し上げまして、閉会に際しまして一言のお礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（小林 俊之君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第84回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時53分閉会
